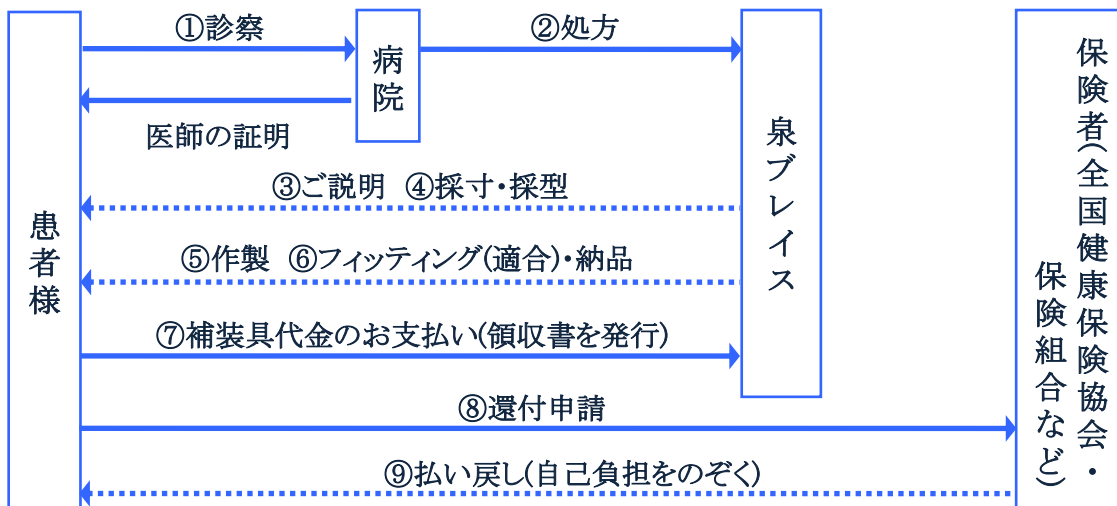


補装具を装着される方へ

《義肢・装具(治療用装具・訓練用仮義足など)の製作と医療費申請の流れ》



※ 障害者自立支援法適用者の方は,上記とは別の流れになります。

※ 主な交付制度・健康保険,国民健康保険,船員保険,各種共済保険,後期高齢者,労災保険,生活保護など。

◆ 各種保険のお取り扱いについて ◆

- ☆ 社会保険
組合保険
 - 領収書 (当社発行) → 勤務先へ提出してください。
 - 証明書 (病院発行) (保険証記載の事業所)
 - 療養費支給申請書 (社会保険事務所・組合発行)
- ☆ 国民保険
高齢者医療制度
老人医療制度
 - 領収書 (当社発行) → 国民保険課 又は
 - 証明書 (病院発行) → 各医療制度の担当窓口へ
 - 保険証・認印・銀行口座番号 提出して下さい。
- ☆ 生活保護
 - 福祉事務所より給付意見書を発行して頂き当社へ提出して下さい。その際、認印をご用意下さい。
- ☆ 労働災害
 - 領収書 (当社発行) → 労働局へ提出して下さい。
 - 様式 第 7号(1)(勤務時) 労働局発行、病院で証明印をもらう。
 - 様式 第16号の5号(1)(通勤時)
- ☆ 交通事故
 - 代金は納品までにお支払ください(代理請求は致しません)

◆ 学校安全について ◆

授業中(クラブ活動を含む)のけがで装具を装着された場合は、お立て替え頂いた装具代金の一部(3~4割)が学校安全会より返金される様です学校の方へ申請してください。

- (1) 当社発行 領収書のコピーを 1部 取ってください。
- (2) 治療用装具明細書(安全会用紙)は病院で医師の証明印を頂いてください。
- (3) (2)で記入済の治療用装具明細書と領収書のコピーは学校へ提出してください